令和5年度 第4回小平市公民館運営審議会 会議要録

1 開催日時

令和5年11月14日(火)午後2時から午後4時まで

2 開催場所

小平市中央公民館 講座室2

3 出席者

小平市公民館運営審議会委員 11 名 (オンライン参加者 2 名含む) 欠席 1 名 事務局 中央公民館長、館長補佐兼事業担当係長、管理担当係長、分館担当係長 7 名 公共施設マネジメント課 2 名 (公民館事務局の内、欠席 2 名)

4 傍聴者

1名

5 配布資料

資料1 小川駅西口新公共施設等の管理運営に係る概要事項 たたき台

資料2 教育委員会委員の就任

資料3 令和5年度小平市公民館定期講座実施状況表(11月)

資料4 小平市立公民館・図書館LED化工事に伴う臨時休館日程一覧表(予定)

資料 5-1 第63 回関東甲信越静公民館研究大会パンフレット(抜粋)

資料 5-2 第63 回関東甲信越静公民館研究大会長野大会(文部科学省施策説明資料)

6 議事

- (1)公共施設マネジメント課
- ・小川駅西口新公共施設等の管理運営に係る概要事項 たたき台
- (2)館長報告
- 小平市功労者表彰
- ・教育委員会委員の就任
- ・小平市立公民館・図書館LED化工事に伴う臨時休館日程
- 東京都公民館連絡協議会組織等檢討員会(第1回)
- ・なかまちテラスイルミネーション
- (3)令和5年度公民館定期講座等実施状況について(令和5年11月1日時点)
- (4) 令和5年度東京都公民館連絡協議会関連について
- 館長部会
- 職員部会
- 委員部会

- (5) その他
- ·第63回関東甲信越静公民館研究大会
- 3 事務連絡
- 4 閉会

(以下、小平市公民館運営審議会は公運審、東京都公民館運営審議会は都公連という。)

会議の概要

議事(1)公共施設マネジメント課

資料1に基づき、公共施設マネジメント課から説明する。

(意見及び質疑応答)

久米委員

指定管理を導入することで、公民館の名称を外すことになるのか。

公共施設マネジメント課

公民館を外すというのは、指定管理の範囲に公民館の企画運営は含まないという意味である。

久米委員

指定管理導入後、公民館という名称が残るのに弊害があるのか。

公共施設マネジメント課

新複合施設では、公民館という位置付けはそのまま残る予定で考えている。新複合施設全体の新しい名称や小川西町公民館と言う名称を継続の可否も決定していない。

古家委員

これまで、指定管理は施設の管理、企画運営するのは市の直営と説明されてきたが、市の職員はどこに関っているのか、施設内に常駐しているのか具体的にイメージしづらい。なんとなく企画運営も全部、指定管理になることを危惧する。

公共施設マネジメント課

新複合施設では、公民館利用団体以外の団体も利用するため、部屋の管理は指定管理者の業務の中に入ると考えている。公民館事業での講座の企画や運営等の企画運営については、市の職員が直接行う、今までどおり行う。職員は施設内に常駐する。

古家委員

公民館で企画運営する講座は、部屋も含めて企画する。単に貸し部屋業務を指定管理でやってくださいねということにはならない。

長澤委員

この制度自体、様々な課題を抱えていると思っている。教育機関というのは、継続性安定性ということがとても重要だと思う。指定管理は、契約期間がある。契約期間満了後5年たったらどうなるのかわからないという状況の中で、本当に地域に根差した事業というものが、展開できるのかどうか。

指定管理者制度には、経費節減ということが目的の一つにある。市民サービスの向上と経 費節減との兼ね合いで、本当にそこで働く人たちが意欲をもって働くことが出来るのであろ うかとうことについて、大変疑問をもっている。関連して図書館も指定管理を導入するとい うことだが、これは図書館の方たちは容認しているのであろうか。同じ社会教育機関であって、図書館も公民館も社会教育であり教育機関としてあるため、公民館は事業だけ直営、図書館は施設管理も全部指定管理にすることで、本当に図書館の機能が大丈夫なのだろうか。

古家委員の発言との関係でいうと、公民館というのは、事業展開と様々な団体との連携や施設を貸し出すというのも社会教育法第22条の公民館の事業の中に明確に位置づけられている。貸し出しと事業というのは非常に深く結びついている。何か事業を行うときに、どの部屋でどういうふうにしたら事業を展開するのかというのは、施設整備と事業というのは非常に深く関っている。公民館が事業展開をするときに部屋というものは空間というものは、ものすごく重要である。事業だけ直営で行って施設は指定管理ことだと本当に公民館の事業ができるのかどうか、非常に危惧をする。

また名称については、小川西町公民館という名称が、残るかどうかわからないというのは、非常に重大であると思われる。例えば、条例等を含め、小川西町公民館という名称が無くなり、派遣された人材で公民館事業を行うということになったら、地域開放施設としてある公民館は、地域に開放しないのではないか。やはり、きちんと施設に職員が座っていて、様々な地域情報の中で、地域の様々な課題の中で、課題解決を進めるため学習課題化していくということが展開できないと思う、

公共施設マネジメント課

小川西町公民館の名称については、例えば新しい施設全体の名称があり、公民館の名称もあるということも可能性があるとして説明した。イメージとしては、今の小川西町公民館の機能が移転するので、そこに職員を置いて公民館の事業を企画運営していくようなイメージで考えている。

公民館の事業が部屋を含めた企画、展開がされていることは理解した。公民館単体での建物が無ければ公民館事業が決して成り立たないということなのかどうなのか。複合的な形では実現できないとすれば、複合施設の中に公民館が入るということが、そもそも難しいことにもなってしまう。すでに設計まで全て終わった段階であり、複合的な施設の中に公民館の機能も入るという形で説明してきている。これまでは施設の部屋と公民館の事業が一体不可分でやってきた中で、様々な良さというものがあったと思うが、そこで実現できて、新しい施設では実現できないかもしれないと危惧される部分があるのであれば、その考えられる危惧するケースを洗い出し、具体的に社会教育事業としての公民館事業が果たすべき機能がしっかりと新しい施設の中で果たせるようルールづくりなどをしていければと思う。

図書館協議会でも説明をした中で、事業そのものが指定管理者による運営に移行する方向性で意見交換をしたところ、専門性がしっかりと担保されること、小平市でのこれまでの積み重ねが継続的に活かされた運営が重要あること、司書の資格を持つものが一定数あるいは、一定の割合で配置することを仕様書の中にどう書き込んでいくかというが重要ではないか等の意見をいただいている。

鈴木副会長

施設利用のルールと利用料金については、他の公共施設における公民館を参考にしていくとあるが、具体的には、予め登録した団体が公共施設予約システムを利用して部屋を予約すること想定すると説明があったが、現在、公民館については定期利用団体が3か月ごとに部屋割り調整会議を行っている。あすびあでは、利用月の前月から予約している。ひらくも同

様と思われる。公共施設予約システムを利用して部屋を予約するということであれば、公民館の各定期利用団体に支障があり、利用者のサービス低下になる。予約の説明について考えを伺いたい。

公共施設マネジメント課

公民館における定期利用団体の利用で行われている部屋割り調整会議の新複合施設でのルールづくりについては、公民館の担当職員と共に考えているところである。基本的には、現在の部屋割り調整会議が実現できないということは、なるべく避ける方向で考えている。あすぴあやひらくの登録団体が加わるため、新しい複合施設での登録団体の調整ということになっていくと思われる。これまで行われていたことは、引き続きどういう形で継承していくかということを、担当者と考えているところである。

鈴木副会長

新しい複合施設では、小川西町公民館の部屋数と比較すると、部屋数が少ない。あすぴあやひらくが加わることで各登録団体の部屋の利用予約に競合する。部屋の利用予約ができないと活動ができない。部屋割り調整会議を継承しても利用が出来ない事態が生じた場合、どう担保していくのか。

公共施設マネジメント課

利用者と一緒に考えていくことだと思う。競合した場合について、市が何とか解決するのではなく、部屋数の中で、団体の利用の主旨や部屋の広さも含めた活動の規模等を検討し、その中で一番の解決策はなんなのかということを、運営サイドだけでなく、一緒に考えて行く方が施設の活動そのものも含めて、良いものになっていくのではないのかというイメージでいる。

鈴木副会長

部屋の数については、こんなにあるのではなく、これしかないと思っている。

公共施設マネジメント課

現在の小川西町公民館と比較して部屋が減るわけではないが、多いか少ないかは、それぞれの人の感じ方と思う。多ければ多いほどたくさん使えて、利用者にとっては良いということになるが、施設を整備する費用には、市税を投入することなる。限られた予算をどこに割り振るかという話になるわけで、公共施設マネジメントそのものの話になってくる。小平市の人口は今のところ微増ではあるものの、生産年齢人口は減少傾向の状況であり、高齢化も進んでいる。施設ハード面の部分はどうしても減らさざるを得ない中で、持続可能な形で、これまで積み重ねてきたことを無くさず、発展させていくためにどうすれば良いのか、どういう解決策があるのかということを考えていくのが、市全体の公共施設マネジメントでもある。この一つの施設の中で考えても、より具体的に、どのように運営していくのが良いかと一緒に考えていくことが、これまでのことをさらに発展させていく契機にもなるのではないかという風に考えて進めているところである。良いことばかりでなないが、一緒に考えていければと思っている。

古家委員

公民館では、定期利用団体が調整しあいながら部屋を利用している特徴を踏まえつつ、公 民館は社会教育施設であるというところを前面に推していかないと公民館の名称が変わって も公民館が残っているとはいっても社会教育施設であるという基本を押さえておかないと、 公民館の名称が残るだけで中身がない。

公共施設マネジメント課

公民館を無くそうとは考えていない。複合施設にするために押さえるべきポイントを踏ま えたうえで、必要な機能や企画などは職員がやるべきだというような意見交換を行いながら 方向性を見出している。

上原委員

大沼公民館との都営住宅との関係について

館長

建物全体は、東京都の管理である。公民館内は市で管理している。

田尻委員

指定管理者の契約期間は何年になるのか。資料4ページの横展開とは。

公共施設マネジメント課

契約期間は5年程度を想定している。横展開については、あすぴあ・ひらくは市のセンター機能であり、公民館・図書館については、地域交流対応施設としての機能をもつ中で、一つの施設に中に入ることによって、これまでなかった良い連携がし易くなり、相乗効果を上げていければということを考えている。例えば、公民館では講座受講者によるサークル化という事業を行っているが、あすぴあで培った市民活動支援のノウハウが生かされるのではないかと考える。新しい施設でのあすぴあによるサークル化支援の実践が良い形になれば、他の分館にも、将来的に横展開できると考える。

田尻委員

資料の記載を「他の」公民館というように加筆修正してほしい。

海老名委員

資料2ページ 企業との連携のイメージはどういうものか。指定管理者に人事権が付与されるのか。多文化共生の時代において他国の言語が話せる職員を配置するのか。新しい複合施設では、会話の声が近くなるようなイメージがある。高齢になると声が大きくなり、会話を遮ることになり兼ねないが、何か配慮はあるのか。サウンドシャワー、サウンドカーテンなどが、考えられるのでは。

公共施設マネジメント課

声のボリュームへの配慮、外国語が話せる職員の配置は参考にする。企業との連携については、例えば、近隣に大企業などがある。近年、企業の地域貢献意識は高い傾向にあるので、

双方のニーズが合えばと考えている。

会長

今回の意見が活かされることを望む。

館長

他に質問がある場合は、意見を寄せていただきたい。

議事(2)館長報告

次第及び資料2に基づき、説明する。

(意見及び質疑応答)

無し

議事(3) 令和5年度公民館定期講座等実施状況について(令和5年11月1日時点) (意見及び質疑応答)

無し

※実施状況は、事前の資料配布により確認。

議事(4) 令和5年度東京都公民館連絡協議会について

- ・館長部会 活動状況について、事務局(館長)から説明する。
- 位別仏代について、事務何(昭文)から説明する。 ・ 職昌郊今

東京都公民館研究大会は、令和6年2月4日(土)開催する。参加について、後日、周知する。

委員部会

参加した研修会について、鈴木委員から説明する。研究大会のテーマは、検討中のため具体的な内容等については、後日、参加の周知に合わせ委員及び事務局にお知らせする。

(意見及び質疑応答)

無し

議事(5)その他

·第63回関東甲信越静公民館研究大会

資料 5-1 及び 2 に基づき、事務局から日程及び大会の内容について説明する。大会 2 日目 に行われた分科会については、参加した分科会について、感想を報告する。

(意見及び質疑応答)

無し

※本審議会第5回は、令和6年1月9日(火)午後2時より中央公民館にて開催を予定する。